## 北海道日高振興局告示第 42 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法律第 42 条第 1 項の規定により、北海道漁業調整規則(令和 2 年北海道規則第 94 号)第 5 条第 1 項第 30 号に掲げる潜水器漁業(日高振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月25日

北海道知事 鈴木 直道

		制限措置					
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認 可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可 を申請すべき期間	備考
潜水器漁業(うに)	日海共第 15 号共同漁業権漁場区域	きたむらさきうに 4月1日から9月14日まで及び 11月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に 記載された操業期間とする。 えぞばふんうに 4月1日から8月31日まで及び 11月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に 記載された操業期間とする。	定めない	_	ア 日高振興局管内に住所を有する者 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容 とする共同漁業権漁場区域を含む場合 は、当該漁業権又は組合員行使権を有す る者	令和6年2月1日から令和7年3月31日まで	
同上	日海共第 13 号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		
同上	日海共第 11 号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		
同上	日海共第9号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		
同上	日海共第9号共同 漁業権漁場区域及 び浦河港周辺区域	同上	定めない	_	ア 日高振興局管内に住所を有する者 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容 とする共同漁業権漁場区域を含む場合 は、当該漁業権又は組合員行使権を有す る者 ウ 浦河港周辺区域において操業する場 合は、当該港湾管理者の同意を得た者		
同上	日海共第7号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	ア 日高振興局管内に住所を有する者 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容 とする共同漁業権漁場区域を含む場合 は、当該漁業権又は組合員行使権を有す る者		
同上	日海共第5号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		
同上	日海共第3号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		
同上	日海共第1号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		

## 北海道日高振興局告示第 42 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法律第 42 条第 1 項の規定により、北海道漁業調整規則(令和 2 年北海道規則第 94 号)第 5 条第 1 項第 30 号に掲げる潜水器漁業(日高振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月25日 北海道知事 鈴木 直道

			1	工厂 北海追知事 鈴木 直追 T T T T T T T T T T T T T T T T T T			
		制限措置	│     許可又は起業の認可				
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認 可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	を申請すべき期間	備考
潜水器漁業(なまこ)	日海共第 15 号共同 漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に 記載された操業期間とする。	定めない	_	ア 日高振興局管内に住所を有する者 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容 とする共同漁業権漁場区域を含む場合 は、当該漁業権又は組合員行使権を有す る者	令和6年2月1日から 令和7年3月31日まで	
同上	日海共第 11 号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		
潜水器漁業(いがい、えむし、なまこ)	日海共第7号共同漁業権漁場区域	いがい 4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に 記載された操業期間とする。 えむし 4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に 記載された操業期間とする。 なまこ 4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に 記載された操業期間とする。	定めない	_	同上		
潜水器漁業(あわび)	日海共第11号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に 記載された操業期間とする。	定めない	_	同上		
同上	日海共第9号共同漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		
同上	日海共第7号共同 漁業権漁場区域	同上	定めない	_	同上		